太田市消防団協力事業所認定・表示制度実施要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、地域における消防防災体制の充実、強化等の一層の推進を図るため、太田市消防団(以下「消防団」という。)の活動に積極的に協力している事業所又は団体(消防関係法令に違反している事業所又は団体を除く。以下「事業所等」という。)を消防団協力事業所として認定し、消防団協力事業所表示証(以下「表示証」という。)を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。 (認定の申請等)
- 第2条 消防団協力事業所としての認定及び表示証の交付(以下単に「消防団協力事業所としての認定」という。)を受けようとする事業所等は、消防団協力事業所認定・表示証交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に必要書類を添え、市長に提出するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、消防団長等(消防団長、自治会長等の消防団活動を支援する者をいう。)は、消防団活動に協力している事業所等であると認めた事業所等(消防団協力事業所としての認定を希望しない事業所等を除く。)について、消防団協力事業所認定・表示証交付推薦書(様式第2号)により、消防団協力事業所としての認定を市長に推薦することができる。

(認定)

- 第3条 市長は、前条の規定による申請書の提出又は推薦がなされた事業所等が次の 各号のいずれかに該当すると認めるときは、消防団協力事業所として認定し、表示 証(様式第3号)を交付するものとする。
 - (1) 2人以上の従業員が消防団に太田市消防団条例(平成17年太田市条例第246号)第4条第1項の基本消防団員として入団し、その従業員の勤務時間中における消防団活動について積極的に配慮している事業所等
 - (2) 市と災害時における協力協定、覚書等を締結し、又は災害時等に資機材等を消防団に提供する等の協力をしている事業所等
 - (3) 地域の消防防災体制の充実、強化等に寄与していると市長が特に認めた事業所等

(認定期間等)

- 第4条 消防団協力事業所としての認定期間及び表示証の有効期間(以下単に「消防団協力事業所としての認定期間」という。)は、前条の規定により、消防団協力事業所として認定された日から2年とする。
- 2 表示証は、次に掲げる場所等に表示するものとする。
 - (1) 当該事業所等の見やすい場所
 - (2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行う映像その他の広告
- 3 消防団協力事業所としての認定を受けた事業所等(以下「認定消防団協力事業所」という。)は、表示証の寸法を同率に拡大し、又は縮小して表示することができる。

(表示証の交付の記録)

第5条 市長は、認定消防団協力事業所に表示証を交付した場合は、消防団協力事業 所表示証交付整理簿(様式第4号)に認定消防団協力事業所の名称、所在地、表示証 の有効期間その他の必要事項を記録しておかなければならない。

(認定の更新等)

- 第6条 認定消防団協力事業所は、消防団協力事業所としての認定の更新をしようとするときは、第2条第1項の例により、申請するものとする。
- 2 第2条第2項の規定は、消防団協力事業所としての認定の更新について準用する。
- 3 市長は、第1項の規定による申請又は前項の規定により準用することとされる第 2条第2項の規定による推薦がなされたときは、消防団協力事業所としての認定期 間が満了する認定消防団協力事業所について、消防団活動への協力状況の現状を確 認し、適当と認めたときは、消防団協力事業所としての認定を更新することができ る。

(認定の取消し)

- 第7条 市長は、認定消防団協力事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、消防団協力事業所としての認定を取り消すことができる。この場合において、市長は、認定消防団協力事業所に対し、消防団協力事業所認定取消通知書(様式第5号)により通知するものとする。
 - (1) 事業所等を廃止し、又は事業を休止したとき。
 - (2) 第3条各号の規定に該当しなくなったとき。
 - (3) 偽りその他不正の手段により消防団協力事業所としての認定を受けたとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、消防団協力事業所としての認定を取り消すことが 適当と認めるとき。

(表示証の返還)

第8条 消防団協力事業所としての認定期間が満了し、又は前条の規定により消防団協力事業所としての認定を取り消された事業所等は、速やかに表示証を市長に返還しなければならない。

(公表)

第9条 市長は、認定消防団協力事業所の名称、消防団への協力の内容等を広報紙等 により公表するものとする。

(所掌事務)

- 第10条 消防本部消防総務課は、この要綱に関する事務を所掌する。 (その他)
- 第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。
 - この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

消防団協力事業所認定 · 表示証交付申請書

年 月 日

(宛先) 太田市長 様

事 🧵	事業所等所在地				
事	業所等名	3 称			
代	表	者			
担	当	者			
電		話			

太田市消防団協力事業所認定・表示制度実施要綱第2条第1項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 申請区分(該当する区分にレ点を記入してください。)
 - □新 規
 - □更 新
- 2 協力内容(該当する項目に○印を付けてください。)

項目 番号	O印	協力内容
1		2人以上の従業員が太田市消防団に入団し、その従業員の勤務時間中 における消防団活動について積極的に配慮している。
2		市と災害時における協力協定、覚書等を締結し、又は災害時等に資機 材等を消防団に提供する等の協力をしている。

3 従業員の消防団所属状況

従業員名	所属消防団]名
	太田市消防団	分団

4 添付資料

- (1) 会社案内・パンフレット等
- (2) 上記項目の協力内容が具体的に分かる書類
- (3) 再申請の場合は、前回表示証の写し
- (4) その他審査に必要な資料

【特記事項】 表示年月日 職 員 記入欄	年 月 日	
-------------------------------	-------	--

消防団協力事業所等認定・表示証交付推薦書

年 月 日

(宛先) 太田市長

(推薦者)	職	
	氏名	(FI)
	電話	

太田市消防団協力事業所認定・表示制度実施要綱第2条第2項の規定により、次のとおり推薦します。

1 推薦事業所等

事 業	所等所	f 在 地	
事業	美所 等	名 称	
代	表	者	
担	当	者	
電		話	

- 2 申請区分(該当する区分にレ点を記入してください。)
 - □新 規
 - □更 新
- 3 協力内容(該当する項目に○印を付けてください。)

173773	• • •) 5 XIII 5 17 6 17 6 17 6 17 6 17 6 17 6 17 6 17
項目 番号	〇印	協力内容
1		2人以上の従業員が太田市消防団に入団し、その従業員の勤務時間中 における消防団活動について積極的に配慮している。
2		市と災害時における協力協定、覚書等を締結し、又は災害時等に資機 材等を消防団に提供する等の協力をしている。
3		1及び2に掲げるもののほか、地域の消防防災体制の充実、強化等に 寄与しているなど、特に優良と認められる。 (協力内容:

	【特記事項】 表示年月日	年月日
職 員記入欄		



- 1 数字の単位は、ミリメートルとする。
- 2 色は、次の表のとおりとする。

ベグの名のこのフェブル。				
		色(CMYK 値による色指定)		
1	地色(中央部)	青(C:50%、M:5%、Y:0%、K:0%)		
2	地色(上下部)	青(C:85%、M:40%、Y:25%、K:12%)		
3	表示マーク(面)	赤(C:0%、M:95%、Y:90%、K:0%)		
4	文字、枠線	銀		
	P 7 3 7 11 1/2/			

3 材質はプラスチック等、厚みは6ミリメートル以上とする。

消防団協力事業所表示証交付整理簿

		郵 便 番 号	初回表示年月日	協力事項	
交付 番号	事業所等名	所 在 地	現表示有効期限	(要綱第3条関係)	備 考 ※ 該当にレ
Д, ,		担当・連絡先	更新回数	※ 該当号にレ	X
		T	年 月 日	□1号 □2号	
1			年 月 日	□ 3 号	□申請□推薦
			回		
		T	年 月 日	□1号 □2号	□申請□推薦
2			年 月 日	□ 3 号	
			口		
		T	年 月 日	□1号 □2号	□申請□推薦
3			年 月 日	□ 3 号	
			口		
		T	年 月 日	□1号 □2号	□申請□推薦
4			年 月 日	□ 3 号	
			口		
		₸	年 月 日	□1号 □2号	□申請□推薦
5			年 月 日	□ 3 号	□ 〒 明 □ 1比/局
			口		

消防団協力事業所認定取消通知書

年	月	日

様

太田市長

次の理由により消防団協力事業所の認定を取り消します。

事	業	所	等	名	
住				所	
認	定	年	月	田	年 月 日
取	消	年	月	日	年 月 日
取	り消	し	た理	曲	
備				考	